

宿泊約款

適用範囲

第 1 条

1. 当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当施設が、法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定に関わらず、その特約が優先されるものとします。

宿泊契約の申込み

第 2 条

1. 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日および到着予定時間
 - (3) 宿泊料金
 - (4) その他当施設が必要と認める事項
2. 宿泊客が宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

宿泊契約の成立等

第 3 条

1. 宿泊契約は、当施設が前項の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾しなかったことを証明したときはこの限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を越えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当施設の定める申込金を、当施設が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条および第 18 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順で充当し、残額があれば、第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第 2 項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約は効力を失うものとします。ただし申込金の支払期日を指定するに当たり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

申込金の支払いを要しないこととする特約

第 4 条

1. 前条第 2 項の規定にかかわらず、当施設は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当施設が前条第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合および当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

宿泊契約締結の拒否

第 5 条

1. 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し合理的な範囲を越える負担を求められたとき。
 - (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 宿泊しようとする者が、泥酔者により他の宿泊客に迷惑をおよぼすおそれがあると認められるとき、あるいは宿泊客が他の宿泊客に著しく迷惑をおよぼす言動をしたとき。
 - (8) 宿泊しようとする者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という。）である場合
 - (9) 宿泊しようとする者が暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体である場合
 - (10) 宿泊しようとする者が法人でその役員のうち暴力団員に該当する者のあるもの
 - (11) 宿泊しようとする者が当施設もしくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、または合理的範囲を超える負担を要求した場合

宿泊客の契約解除権

第6条

1. 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当施設が申込金の支払い期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときは除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
ただし、当施設が第4条第1項の特約に記した場合には、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当施設が宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後9時（あらかじめ到着時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

当施設の契約解除権

第7条

1. 当施設は次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
2. 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
 - (1) 宿泊客が感染者であると明らかに認められるとき。
 - (2) 宿泊に関し合理的な範囲を越える負担を求められたとき。
 - (3) 天災など不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、泥酔などにより他の宿泊者に迷惑をおよぼすおそれがあると認められるとき、あるいは宿泊客が他の宿泊者に著しく迷惑をおよぼす言動をしたとき。
 - (5) 寝室での寝たばこ、消防用設備などに対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
 - (6) 暴力団等反社会勢力（警察庁による指定暴力団含む）
 - (7) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
 - (8) 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者のあるもの
 - (9) 当施設もしくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、または合理的範囲を越える負担を要求した場合
3. 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がこれまで提供を受けていない宿泊サービスなどの料金をいたしません。

宿泊の登録

第8条

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所および職業
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号（パスポート）、入国地および入国年月日
 - (3) 出発日および出発予定時刻
 - (4) その他当施設が必要と認める事項

客室の使用時間

第9条

1. 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、午後3時から翌日午前10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日および出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には、次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - (1) 12:00までの超過は、室料金の半額
 - (2) 12:00を超過する場合は、室料金の全額

利用規則の遵守

第10条

1. 宿泊客は、当施設内においては、当施設が定めて施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

営業時間

第11条

1. 当施設の主な施設などの営業時間は次の通りとし、その他の施設などの詳しい営業時間は各所の掲示、客室内の館内ご案内などでご案内いたします。
 - (1) フロントサービス時間 7:30～21:00
 - (2) 大浴場 「湖東やすらぎ浴 至福の湯」 15:00～23:00 および 翌6:00～8:00

(連泊のお客様は11:30よりご利用いただけます。)

- | | | |
|-------------------------|---------------|-----------------|
| (3) 飲食 (施設) サービス時間 | | |
| (イ) レストラン 「GRAND TABLE」 | 7:00～9:00 | および 11:30～21:00 |
| (ロ) ステーキハウス 「扇」 | 11:30～15:00 | および 17:30～21:00 |
| (ハ) お食事処 | 12:00～21:00 | |
| (ニ) ルームサービス | サービスは行っておりません | |
| (4) 販売店などサービス時間 | | |
| (イ) ショップ 「A to Z」 | 7:30～21:00 | |
| (ロ) クローク | 7:30～21:00 | |
| (ハ) セーフティボックス | 終日 | |

料金の支払い

第12条

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料などの内訳は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金などの支払いは、通貨により、宿泊客の出発の際または当施設が請求した時フロントにおいて行っていただきます。
3. 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能となったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けません。

当施設の責任

第13条

1. 当施設は、宿泊契約およびこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

契約した客室の提供ができないときの取扱い

第14条

1. 当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとしします。
2. 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償金を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室の提供ができないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

寄託物等の取扱い

第15条

1. 宿泊客が当施設内に持ち込みになった物品または現金並びに貴重品について、当施設の故意または過失により滅失、毀損などの損害が生じたときは、当施設は、その損害を賠償いたします。ただし、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

宿泊客の手荷物または携帯品の保管

第16条

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当施設が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡します。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が当施設に置き忘れられている場合、当施設は発見日を含め3ヶ月間保管をし、期間経過後は不要品として当施設で廃棄処分させていただきます。尚、所有者が半明していても当施設から連絡は致しません。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物または携帯品の保管についての当施設の責任は、前条の規定に準ずるものとしします。

駐車場の責任

第17条

1. 宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

宿泊客の責任

第18条

1. 宿泊客の故意または過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

[別表第1 宿泊料金等の内訳]

		内訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料 [室料]
	別途料金	② 飲食料、その他の利用料金
	税金	イ 消費税

- 【備考】 1. 基本宿泊料はフロントと客室に掲示する料金表によります。
 2. 当施設では子供も大人料金と同一になりますが、季節により子供料金を設定することがあります。この場合適当な方法をもってお知らせします。なお、子供料金は小学生以下に適用いたします。税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

別表第2 違約金

(1) 宿泊料

契約申込人数		契約解除の通知を受けた日	不泊	当日	前日	7日前
一般	14名まで		100%	80%	20%	
	15名～59名まで		100%	80%	20%	10%
団体	60名以上		100%	100%	80%	20%

- 【備考】 1. %は基本宿泊料金に対する違約金の比率です。
 2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数に関わりなく、1日分（初日）の違約金を収受します。
 3. 団体客（15名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前（その日より後に申込みを引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の10%（端数が出た場合には切り上げる。）に当たる人数については違約金をいただきませません

(2) 料飲料（宴会・パーティ）

契約申込人数		契約解除の通知を受けた日	不利用	当日	前日		7日前	15日前
					(午後)	(午前)		
一般	14名まで	【備考】 1.	100%	100%	100%	50%	10%	—
団体	15名～59名まで		100%	100%	100%	50%	10%	—
	60名以上		100%	100%	100%	80%	50%	10%

- 【備考】 1. %はご予約内容の料金に対する違約金の比率です。
 2. 契約利用数（人数）が減少した場合（一部解除）は、その減少数に対する利用内容の違約金を収受する。

(3) 研修室利用・研修利用

契約申込人数		契約解除の通知を受けた日	不利用	当日	前日	7日前	15日前
一般	14名まで		100%	80%	20%	10%	
団体	15名～59名まで		100%	100%	80%	20%	10%
	60名以上		100%	100%	80%	20%	10%

- 【備考】 1. %はご予約内容の料金に対する違約金の比率です。
 2. 契約利用数（人数）が減少した場合（一部解除）は、その減少数に対する利用内容の違約金を収受する。

宴会利用契約締結の拒否及び解除

第19条

当施設は、次に掲げる場合において、宴会利用契約の締結に応じないものとします。また、宴会利用契約を締結した場合は、契約を解除します。

- 宴会場に出席する利用客の中に次の事由に該当する者がいる場合
 - 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という。）
 - 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
 - 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者のあるもの
- 当施設の他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
- 当施設もしくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、または合理的範囲を超える負担を要求した場合

利用規程

当施設では、お客さまに安全かつ快適にご滞在いただくため宿泊約款第10条に基づき次の通り利用規程を定めておりますのでご協力下さいますようお願い申し上げます。

遵守いただけない場合は、やむを得ずご宿泊または施設内の諸施設のご利用をお断り申し上げ、かつ責任をおとりいただくこともございますので、特に留意くださいますようお願いいたします。

火災予防上お守りいただきたい事項

1. 客室内には暖房用、炊事用などの火器などを持ち込みご使用なさらないでください。
2. ベッドの中など火災の原因となりやすい場所での喫煙はなさらないでください。
3. その他火災の原因となるような行為をなさらないでください。

保安上お守りいただきたい事項

1. ご滞在中お部屋から出られるときは施錠をご確認ください。
2. ご入室や特にご就寝の時ドアの内鍵をおかけください。来訪者があったときは不用意に開扉なさらずご確認ください。万一、不審者と思われる場合は直ちにフロントへダイヤル9でご連絡ください。
3. ご訪問者と客室内でのご面会はお遠慮願います。

貴重品、お預かり品の取扱いについて

1. ご滞在中の現金、貴重品の保管にはフロントロビーにありますセーフティーボックスをご利用いただくようお願いいたします。現金、貴重品の滅失、紛失、毀損、盗難などによって生じた損害については、当施設ではその責を負いかねますのでご了承ください。なお、美術品、骨董品などの品物についてはお預かりする事ができません。
2. お忘れ物、遺失物の処置は法令に基づいて取り扱いさせていただきます。

お支払いについて

1. 料金の支払いは通貨により、ご出発時または当施設が請求したときフロント会計でお支払いいただきます。
2. 施設内のレストラン、ステューキハウス、ショップなどをご署名によってご利用される場合は必ず客室の鍵（カードキー）をご提示ください。
3. 都合によりご到着時にお預り金を申し受ける場合がございますのでご了承ください。
4. 領収書は各部屋単位をご用意いたしておりますので、同室のお客さまが分庫領収書をご希望の場合はお早めにお申出ください。
5. お支払いについてのご不審がございましたらご遠慮なく、フロント会計にお尋ねください。

お止めいただきたい行為

1. 施設内に他のお客様の迷惑になるようなものをお持ち込みにならないでください。
 - (1) 動物、鳥類（ペット類）
 - (2) 著しく悪臭、高音を発するもの
 - (3) 火薬や揮発油など発火または引火しやすいもの
 - (4) 適法に所持を許されていない鉄砲刀剣類
2. 施設内で、とばくや風紀治安を乱すような行為、他のお客様に迷惑をおよぼすような言動はなさらないでください。
3. 宿泊登録者以外の客室のご使用はなさらないでください。
4. 当施設の許可なく客室を営業行為などの宿泊以外の目的でご使用にならないでください。
5. 施設内および敷地内で許可なく広告、宣伝物を配布したり物品の販売をしないでください。
6. 施設内および敷地内で許可なく商業目的および他のお客様に迷惑が及ぶような写真、ビデオなどの撮影はしないでください。
7. 施設内の設備、備品を所定の場所、用途以外にご使用なさらないでください。設備、備品の現状を著しく変更してご使用にならないでください。
8. 施設の外観を損なうようなものを窓側にご陳列しないでください。
9. 施設外から飲食物などのご注文やお持ち込みはなさらないでください。
10. ゆかた、スリッパなどをご着用のままでの外出はなさらないでください。